

**『(仮称) 会津若松市自治基本条例』草案』についての市民との意見交換会
出された主な意見等 (第 13 回城西地区)**

□日 時：平成 27 年 9 月 3 日 (木) 18 : 30~20 : 30

□会 場：城西コミュニティセンター 1 階和室

□参加市民：11 名

□市民会議側参加者 (事務局含む)：7 名

□意見交換 (主な意見等/以下の⇒箇所：市民会議委員の回答)

- ・空家対策は当地区においても重要な課題であるが、行政の窓口が一元化されておらず、また横の連携がされていないと思う。
⇒危機管理課が窓口となり、庁内連携を図っているところであるが、その辺が十分に認知してもらえていないものと思われる。草案中の「行政の役割等」の箇所で「職員は、組織の縦割り意識を廃し、組織横断的に職務に従事する必要がある」旨としており、市民から行政へ求めるものとして盛り込んでいく考え。

- ・条例により、市民に何かメリットがあるのか？
⇒ニセコ町は条例の制定により町民のまちづくり意識や連帯感が醸成され、また対外的にも魅力的なまちとしての認知が進み、直接の因果関係ははっきりしながい、人口が増加している。
また、上越市等のように自治基本条例に地域内分権の仕組みを位置づけ、地域コミュニティの活性化が図られている事例もある。
さらには、多くの議論が必要だが、二代表性を補完する制度として、市民の声を直接市政運営に反映させる制度としての「住民投票」を位置付けた事例もある。

- ・地域内分権は行政が本来やるべきことを市民に転嫁する仕組みのように思う。町内会の仕事をこれ以上増やさないでほしい。
⇒そうではなく、行政と地域が議論の上、明確に役割分担をし、双方が納得の上で地域課題の解決に臨むための仕組みである。

- ・住民投票の投票資格者に外国人を入れる考えなのか？ そうしたいから草案に盛り込んだのでは？ 1995 年の最高裁判決で外国人に地方参政権がないことは明確にされたはず。
⇒投票資格者等の各種の具体の要件については、制定後に議論することを想定して草案を作成している。現時点では、市民会議として市民の声を直接市政へ反映させる仕組みとして住民投票が必要であるという考えのみを草案に盛り込んだまで。

- ・市民会議に外国人が入っているのではないのか？
⇒募集時に外国人を排除したわけではない。現委員の国籍を調べたわけではないし、調べる必要もないと考える。

- ・条例の位置づけは「最高規範」でいいのか？
⇒市民会議内でも判断が分かれているところ。

- ・市民の声を「どう活かしていく」のか、条例に具体的に盛り込んでほしい。
⇒草案中でも「議会・議員、行政の役割」の箇所や、「市民意見等への対応」の箇所で、基本となる姿勢を盛り込んでいる。個別具体のケース毎にどう活かすといったものを盛り込む条例ではない。個別具体のケースへの対応は、自治基本条例の関連条例・規則・各種制度等であることになる。
- ・町内会で役員のなり手がいない。条例中に順番がまわってきたら無条件で役員を引き受けなければならない旨盛り込んでほしい。
- ・草案中の職員の役割について、もっと多く、より明確に盛り込んでほしい。
- ・草案の内容が広く漠然としているので意見が出せない。
- ・「まちづくり」より「地域づくり」の言い回しの方が身近に感じる。
- ・各地区で出された意見を聴いているときりがない。草案ができているのだから、市民会議で肉付けの議論を早く進めては。
⇒市民会議内での一部の市民の議論だけではなく、できるだけ多くの市民の意見を聴き、そこから論点を抽出した上で市民会議で議論する流れで進めていきたい。
- ・条例に「基本的な考え方」について規定するだけでなく、身近な問題の解決に結びつく内容を盛り込んでほしい。
- ・多くの地区町民にまちづくりへ関心を持ってもらい、特に若い世代を巻き込んでいくためにも、地区において人材育成に力を入れるべきで、そのための予算の移譲を行政に求めるべき。

以上